

羽島商工会議所 人材育成支援事業助成金のご案内

羽島商工会議所では、羽島市と連携して市内会員中小企業等の人材育成及び産業競争力の強化を図るため、事業に必要な資格等を取得するために要する受験料の一部を助成し、従業員の資格取得を支援します。

1 助成対象事業所

羽島市内に拠点がある当所の会員企業のうち、資本金の額が3億円以下または常時使用する従業員が300人以下の事業所。
ただし、本申請時において次に該当するときは、助成できません。

- (1) 納期の到来した市税等を完納していないとき。
- (2) 羽島市競争入札参加資格停止の措置を受けたとき。
- (3) 羽島市が行う契約の暴力団排除に関する措置要綱に基づき資格停止の措置を受けたとき。
- (4) 受験料について、他の補助金等の交付を受けるとき。

～会員事業主さまへ～
有能な人材育成に
お役立てください！！

2 助成対象資格試験

国家資格及び公的資格等で事業・業務に必要な資格であると認められるもの。
職業能力開発促進法に基づく技能検定の国家資格を含みます。(3級以上・単一等級を含む)

※第一種運転免許の内、普通・原付・二輪免許は対象になりません。

※平成30年4月1日から平成31年3月31日までに受験または受験予定の資格試験について申請してください。ただし、予算額(60万円/年度)に達した時点で受付を終了します。

3 助成対象経費

常時使用する従業員(労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」、専従者は対象になりません)が事業に必要な資格試験を受験する際に、事業主が負担する受験料が対象となります。
ただし、受験料について、他の補助金の交付を受けるときは、助成の対象としません。

4 助成率・助成金額

試験ごとに助成対象経費の3分の2の額で、一試験あたりの上限を2万円とします。なお、100円未満は切り捨てます。

5 交付条件など

- (1) 年度内で一企業あたり、延べ5人までを対象とします。
- (2) 筆記試験と実技試験がある場合は、それぞれで申請できます。
- (3) 試験の合否は、助成金の交付に影響しません。



6 申請の流れ

- ① 仮申請：平成30年11月30日までに裏面の仮申請書を提出して下さい。
仮申請結果をFAXにてお知らせいたします。
- ② 会議所より：平成31年1月上旬に、交付申請書兼請求書(本申請書)を郵送いたします。
- ③ 本申請：平成31年1月15日～1月31日までに交付申請書兼請求書に下記書類を添付し、本申請書を提出して下さい。
- ④ 助成金交付：平成31年2月1日から平成31年2月28日までに助成金をお支払いいたします。

本申請提出書類

- 【1】 受験票及び受験料の支払いを証する書類の写し(領収書・振込通知書など)
- 【2】 常時使用する従業員であることを確認できる書類の写し
(健康保険・社会保険被保険者資格取得届・雇用保険被保険者資格取得届など)
- 【3】 資格試験の受験を確認できる書類の写し(合否通知など)
- 【4】 資格取得の場合は、取得を証明する書類の写し(認定証・合格通知など)
- 【5】 市税完納証明書(本申請期間中の日付にて取得して下さい)

羽島商工会議所 行

羽島商工会議所人材育成支援事業助成金 仮申請書

事業所名			所在地		
代表者氏名			電話/FAX	TEL:	
				FAX:	
資本金額	円	常時使用する従業員数	名		
業種			資格等の名称		
試験等の実施機関					
受験日	平成 年 月 日	受験料	円		
※可否及び資格取得	[合格 ・ 不合格]		資格取得日:	平成 年 月 日	
資格取得による事業への効果					
受験する従業員	住所				
	氏名	在勤年数	年 月		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生	〔 歳〕※申請時年齢		
助成金交付申請額	円		〔 受験料×2/3 (100円未満切捨て) と、 20,000円のいずれか小さい金額 〕		

※実施済みの場合記入。必要書類は本申請時にご提出ください。

■申請頂いた個人情報については、本事業以外の目的では使用いたしません。羽島商工会議所

